

経済産業省

20120810貿局第2号
輸出注意事項24第46号

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24・03・23貿局第1号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年8月13日から施行する。